

未入籍で当院の不妊症診療を希望されるご夫婦へ

近年、「夫婦」の在り方も多様化し、入籍されない「事実婚」の状態、当院の診療を希望されるご夫婦も少なくありません。日本産科婦人科学会は1983年の会告で「体外受精などの不妊治療は法的婚姻関係にある夫婦に限定される」とされていましたが、2006年には日本不妊学会（現日本生殖医学会）から「事実婚の不妊カップルに対する本人同士の生殖細胞を用いた体外受精実施を可能とすべき」とする勧告がなされました。非嫡出子（婚外子）と嫡出子の相続分を同等とする2013年の民法改正をうけて、日本産科婦人科学会は2014年に「体外受精・胚移植/ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解」において夫婦が婚姻していることを体外受精実施の条件から削除しました。しかしこれら推移は、事実婚夫婦のいずれかが夫婦以外の第三者と婚姻関係にある場合に治療実施を認めるものではありません。

婚姻関係にある一方の配偶者が第三者と夫婦関係を結ぶことについては、不法な不貞行為と法的に解釈される場合が一般的です。従来から医院および顧問弁護士は、当院での診療行為は不法行為へ荷担すべきではないと考えて来ました。地域社会において、当院が節度と倫理感を持って機能する上で、下記の決議を明示させていただきます。

- 1, 当院は、事実婚である夫婦への診療は、それぞれが未入籍（他者と婚姻関係がない）であることが、当院でのいかなる不妊症診療の前提とします。
- 2, 1に該当する夫婦は、当院通院開始より速やかに、それぞれの戸籍抄本または戸籍謄本原本1部を医院へ提出して頂きます。提出書類はプライバシー保護に配慮して保管されます。
- 3, 夫婦のどちらかが前記の戸籍書類を提出されない場合、または後日、虚偽の申告が判明した場合、当院は夫婦への不妊症診療および生命の維持に関わらない診療を保留します。未入籍の状況については、定期的に確認させていただく場合があります。

以上、

医療法人愛生会扇町 ART レディースクリニック
院長 朝倉寛之